

川崎市上下水道局次期財務会計システム構築推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成34年度の上下水道局財務会計システム機器の更新に向けて、上下水道局の次期財務会計システムの構築を推進するとともに、財務会計事務の最適化を図り、もって業務を効率化することを目的として、川崎市上下水道局次期財務会計システム構築推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 次期財務会計システムの構築に関すること。
- (2) 財務会計事務の最適化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部担当部長（財務担当）をもって充てる。

3 委員は、経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当の担当課長、経営戦略・危機管理室の行政改革推進担当の担当課長、庶務課長、情報管理課長、財務課長、財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長、管財課長、サービス推進課長、水道管理課長及び下水道管理課長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会は、第2条に規定する事項の審議を円滑に行うため、ワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(報告)

第6条 委員長は、会議の結果を上下水道事業管理者に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成30年4月25日30川上経財第52号)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月16日2川上経財第33号)

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日2川上経財第656号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日5川上総財第1292号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。